

別紙 3

下記のとおり、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号。以下「協同組合金融事業法規則」という。）及び告示（平成十年大蔵省告示第二百二十六号、平成十八年金融庁告示第三十五号及び平成十八年金融庁告示第三十七号）における改正内容については、それぞれ「対応する銀行法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

1. 協同組合金融事業法規則

改正しようとする内容	委任元の条項	対応する銀行法施行規則案
	届出事項（第 111 条第 1 項、第 7 項） 【主な内容】 (1)法定営業日・法定業務取扱時間に業務を行う従たる事務所の設置に係る届出について、半期一括事後届出とする (2)従たる事務所の種類の変更（出張所から従たる事務所へ変更する場合）に係る届出について、半期一括事後届出とする (3)第 111 条第 1 項第 6 号を削除 等	

2. 告示

改正しようとする内容	委任元の条項	対応する銀行法施行規則案
	①協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第四項第八号等に規定する機械等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十六号） 【主な内容】 1. (3)の改正に伴い第 2 条を削除	
②信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十五号） 【主な内容】 第 1 条及び第 2 条に協同組合金融事業法規則第 4 条第 3 項第 7 号に掲げる業務を主として営む会社を追加	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第 9 条の 8 第 2 項第 12 号、第 9 条の 9 第 6 項第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 13 条第 4 号の 2
③中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十七号） 【主な内容】 第 1 条及び第 2 条に協同組合金融事業法規則第 4 条第 3 項第 7 号に掲げる業務を主として行う会社が営む貸金業（協同組合金融事業法規則第 4 条第 3 項第 7 号に掲げる業務に附帯して営むものに限る。）の業務の媒介を追加	中小企業等協同組合法第 9 条の 8 第 2 項第 12 号、第 9 条の 9 第 6 項第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 13 条第 4 号の 2

※その他、上記改正に伴う所要の規定の整備等を行う。